

平成20年度（平成19年度対象）

教育に関する事務の点検及び評価

報 告 書

平成20年11月26日

三条市教育委員会

教育に関する事務の点検及び評価等の実施方針

1 趣旨

- (1) 三条市教育委員会は、毎年、主要な施策や事務事業の取組状況について点検評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図ります。
- (2) 点検評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することにより、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進します。

2 実施方針

(1) 点検評価の対象

「三条市総合計画・実施計画」に位置付けられている「想定される主な取組」及び教育施策上の重要課題とし、前年度における取組状況について点検評価します。

また、点検評価の対象は、「教育委員会の権限に属する事務」であることから、特例条例により市長が管理及び執行する文化及びスポーツに関する事務、並びに市長の事務とした青少年健全育成は、対象となりません。

(2) 点検評価の方法

三条市が行う行政評価システムを活用して、点検評価を行い、今後の方針、改善点等も示すものとします。

市の行政評価システムでは、評価対象を「想定される主な取組」のうち、幾つかをピックアップして実施していることから、教育委員会としては、「想定される主な取組」のすべての項目を対象に点検評価します。

(3) 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用

「三条市教育事務点検評価委員会」（定数3人 任期2年）を設置し、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ります。

(4) 議会への報告及び公表

教育委員会において、点検評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、三条市議会に提出するとともに、公表します。

3 報告書の構成

この報告書は、次の2つの事項で構成しています。

- ① 三条市総合計画・実施計画に位置付けられている「想定される主な取組」及び教育施策上の重要課題の点検評価を取りまとめたもの
- ② 教育委員会の会議及び教育委員の主な活動状況を取りまとめたもの

4 参考

根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、新たに「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定されました。（平成19年6月公布・20年4月施行）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。（一部略）

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

三条市教育基本方針 基本目標

《ものづくり、ひとづくり、まちづくり》

三条市は、「ものづくり」の伝統を持っています。「まちづくり」には、三市町村が合併して一つのまちをつくっていくという意味も込められています。「ものづくり」の伝統を教育に活かして「ひとづくり」を図り、人が生き生きと活躍することによって自分たちの地域をつくっていくことが魅力ある「まちづくり」につながります。

また、自分たちの住む三条市の歴史や文化などの対する理解を深め、これら愛する心をはぐくむことも大切です。そして、「まちづくり」は、子どもも大人も一緒になってつくっていくことであり、生涯学習やスポーツ等を通じて生き生きと暮らすことができる三条市を目指します。

○三条市総合計画・実施計画の想定される主な取組による点検評価

項 目	担 当	評価	ページ
【豊かな心をはぐくみ、ふれあいと感動のあるまちづくり】			
○教育環境の充実			
1 幼児教育・学校教育の充実			1
(1) 教育制度等検討委員会での検討	教育総務課	B	2
(2) 学力向上研修会や中学校区を中心とした公開授業等の実施	学校教育課	B	4
(3) 刃物（ものづくり）教育、科学教育	学校教育課	B	6
(4) 食育・体力づくりの充実	学校教育課	C	8
(5) いじめ・不登校対応の充実	学校教育課	C	10
(6) 特別支援教育のサポート、相談等の充実	学校教育課	B	12
(7) 栄中学校改修事業	教育総務課	B	14
2 学校と家庭・地域との連携の推進			15
(1) 三条版放課後子どもプラン	子育て支援課	B	17
(2) 家庭教育講座の開催	子育て支援課	A	18
(3) 子どもと親の読書活動	生涯学習課	B	19
(4) 子どもの生活習慣定着の取組	子育て支援課	C	21
(5) 学校評議員制度の活性化	学校教育課	C	22
(6) スクールアシスタント制度	学校教育課	B	23
(7) 地域・保護者・教職員が学校教育を共に考える参画型システムの構築	学校教育課	C	24
○生涯学習・スポーツの推進			
3 生涯学習の充実			25
(1) 生涯各期における学習機会の提供	生涯学習課	B	26
(2) 現代的課題などの学習	生涯学習課	B	27
(3) 学習成果を活かす仕組みづくり	生涯学習課	B	28
(4) 生涯学習施設の整備・充実	生涯学習課	B	30
(5) 生涯学習指導者の育成	生涯学習課	B	31
○芸術・文化の振興と継承			
4 文化遺産の保存と活用			33
(1) 指定文化財などの対象調査・保護	生涯学習課	B	34
(2) 埋蔵文化財の調査・保護	生涯学習課	B	35
(3) 文化財保護団体等への支援	生涯学習課	B	36
(4) 文化遺産の公開・活用	生涯学習課	A	37

※評価…A：目的を上回る成果に達したもの

B：ほぼ目的どおり

C：目的の成果に達しなかったもの

○ 教育委員会の会議及び教育委員の主な活動（平成 19 年度）

1	三条市教育委員会定例会・臨時会・協議会の開催状況	38
2	教育委員の学校訪問	41
3	教育委員の行政視察	41
4	教育関係会議への教育委員の出席	41
5	その他の出席	41

○ 三条市教育事務点検評価委員会

1	三条市教育事務点検評価委員会要綱	42
2	三条市教育事務点検評価委員会委員名簿	43
3	三条市教育事務点検評価委員会開催状況	43

1 幼児教育・学校教育の充実

学力向上のための取組、知・徳・体・食のバランスの取れた教育への取組、小・中学校施設等整備

《施策の基本的方針》

本市では、次代を担う心豊かな子どもをはぐくみ、市民一人ひとりが生涯を通して自らを高め、郷土を愛し、いきいきと暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、平成18年に教育基本方針を策定しました。

今後は本方針に則り、学力向上プロジェクトの推進等による基礎学力の定着に努めるとともに、この地域固有の歴史や伝統産業等を最大限教育に活用していく取組を進めます。また、これらの取組を一層推進していくために、市民・有識者等により組織された検討委員会において6・3制等の教育制度の在り方など教育の本質を踏まえた検討を行い、児童生徒へのよりよい教育環境づくりに努めます。

《主な取組》

(1) 教育制度等検討委員会での検討 【教育総務課】

教育制度等検討委員会において、教育制度、学校の適正規模や施設整備・統廃合、教育内容の体系的編成等について相互に関連付けながら総合的に検討を進め、本市として最適な教育プランを策定します。

(2) 学力向上研修会や教科部会公開授業等の実施 【学校教育課】

教科ごとに授業力の向上を目指すとともに、教員の指導力向上により子どもたちの学力向上に努めます。

(3) 刃物（ものづくり）教育、科学教育 【学校教育課】

鍛冶道場と連携した刃物・ものづくり教育の推進や科学に対する好奇心と探究心を高め、科学教育の充実を図ります。

(4) 食育・体力づくりの充実 【学校教育課】

地域と連携した食育推進や体育指導の充実を通じた健康教育に取り組みます。

(5) いじめ・不登校対応の充実 【学校教育課】

相談員を配置し、保護者や児童生徒、学校・教員への相談支援の充実に努めます。

(6) 特別支援教育のサポート、相談等の充実 【学校教育課】

就学相談や教育相談を始め、個々の障がいに応じたサポートができるよう特別支援教育を充実します。

(7) 栄中学校改修事業 【教育総務課】

同事業を始め、学校施設等の整備に努め教育環境の向上に努めます。

《平成 19 年度の点検、評価等》

1 - (1) 教育制度等検討委員会での検討

【教育総務課】

【目的】

子どもたちが豊かな心をはぐくみ、確かな学力を身に付けること。

【内容】

三条市教育委員会から依頼を受け、幼児教育・学校教育の更なる充実を図るため、三条市教育基本方針に基づき、子どもたちが次代を担う豊かな心をはぐくみ、確かな学力を身に付けるためのよりよい教育環境づくりを目指して、次の事項について検討した。

- ・ 教育制度に関すること。
- ・ 学校の適正規模や施設整備・統廃合に関すること。
- ・ 教育内容の体系的編成に関すること。
- ・ 前各号の事項に関連して必要と認められる事項

【主な事務事業】

① 教育制度等検討委員会の開催

教育委員会からの依頼事項について検討するため、教育制度等検討委員会、専門部会を開催するとともに、先進地視察を実施した。

教育制度等検討委員会 4 回、教育制度等専門部会 3 回、学校施設等専門部会 2 回
先進地視察：東京都品川区日野学園、広島県呉市呉中央学園

② 最終報告の提出

教育制度等検討委員会の検討内容について、中間報告書を作成した上でパブリックコメントを実施し、広く市民の意見を求め、それを踏まえた上で、最終報告として取りまとめて教育委員会に答申した。

【評価】 B

教育制度等検討委員会の活動としては、検討委員会 4 回、教育制度等専門部会 3 回、学校施設等専門部会 2 回を開催するとともに、先進地視察を 1 回実施し、ハード・ソフトの両面にわたり根本から幅広く熱心な検討がなされ、平成 20 年 2 月の最終報告（答申）により所期の目的を達成した。

また、学校教育の更なる充実を図るため、教育制度を始めとし、学校の適正規模や教育内容の体系的編成等について検討・答申をすることで、今後の三条市の教育にかかる方向性が明確となった。

特に「小中一貫教育」に関しては、義務教育 9 年間で連続した期間としてとらえ、現

行の6・3制を弾力化して、児童生徒の心身の発達に応じた「小中一貫教育」の導入を図ることが学力向上や生徒指導の充実などに有効であるとの答申を得たことにより、今後の三条市における学校教育の充実に必要な役割を果たす成果を得ることができた。

【外部の方からの主な意見等】

教育制度検討は、三条市の教育にとって大きな課題と考える。平成20年度は、現場の教職員や地域住民に理解や周知徹底を図る更なる方策を講じてほしい。

【市の対応状況】

今後の方針にあるように、地域説明会、学校説明会を開催し、周知を図るとともに、教職員や保護者、地域住民を対象に小中一貫教育に関する教育講演会、フォーラムなどを開催して、より理解を深めてもらう。さらに、小中一貫教育を推進する上で、学校・保護者・地域・行政が一体となった組織づくりを進めるものとする。

【今後の方針】

三条市教育委員会として、教育制度等検討委員会の最終報告を最大限尊重し、今後の教育行政に活用するものとし、まずは最終報告の内容について地域住民・教職員の理解を得るための説明会を開催する。

また、「小中一貫教育」については、その推進を図るため、市の全体調整を担う「三条市小中一貫教育検討委員会」を始めとして、各中学校区単位の「小中一貫教育検討協議会」、各小中学校単位の「よりよい教育環境づくり協議会」を、また専門の「カリキュラム部会」を設置しながら、学校・保護者・地域・行政が一体となって小中一貫教育の導入に向け、各中学校区が抱えている様々な課題等を検討し、よりよい教育環境づくりを推進していくものとする。



1-(2) 学力向上研修会や中学校区を中心とした公開授業等の実施

【学校教育課】

【目的】

児童生徒の学力の向上を図ること。

【内容】

児童生徒の学力向上に向けて、全教職員対象の「学力向上研修会」や中学校区・教科部ごとの公開授業（協議会）に参加することで、教員個々の資質（授業力・指導力）の向上を図る。

【主な事務事業】

① 学力向上プロジェクト推進会議

管理職（校長、教頭）や主任（教務主任、研究主任、教科主任等）を生かした「プロジェクト」を組織しながら、各学力調査（検査）の結果分析と学力向上にむけた具体的な改善の方策の協議を行った。（推進会議等は年4回実施）

② 学力向上研修会

これから求められる学力観や授業論を学び合うために、新潟大学から教授を招いて講演会を行った。またここでは、教授と市内の教師6人とのパネル・ディスカッションも行い、改めて毎日の授業について大事なことを確認しあった。（全教職員対象の『学力向上研修会』）

③ 各中学校区公開授業と協議会

中学校区ごとに各年間2～3回の授業公開（小学校・中学校で開催）を行い、お互いの良さや問題点を出し合いながら、指導力（授業力）を高めた。また、中学校区で、学習や家庭学習のきまりを作成し家庭へ啓発活動を行った。教科部では、活用の力を伸ばす目的の「書く・考えるプリント集」をつくり各学校で活用した。

【評価】 B

全国標準学力テスト（NRT）の結果では、小5の国語の偏差値が平成18年度52.0で全国平均の50を2ポイント上回り、平成19年度は52.2で前年度比0.2ポイント上昇した。算数でも平成18年度51.5で全国平均を1.5ポイント上回り、平成19年度は51.9で前年度比0.4ポイント上昇したことから、国語、算数とも望ましい結果と言える。

小学校の学力（小5学力）が十分身につけているのは、各小学校が基礎・基本の定着を図る授業、児童の関心・意欲が高まる授業、考える力を伸ばすような授業をバランスよく進めた結果であると評価できる。

しかし、例年、中学校の偏差値は年々下がり、全国平均を下回る教科（特に数学）も出てくる傾向が続いている。市内中学生アンケート（中3対象）等でも、全国や新潟県全体に比べ、国語や数学が好きではないという結果が出ている。教科への興味・関心と学力には密接な関係があることから、今後、特に中学校において、生徒が意欲的に取り組み楽しく分かる授業づくりを進めるよう指導しながら、三条市の児童生徒の更なる学力向上に努めていくこととする。

【今後の方針】

中学校の結果が伸びないことの原因を中学校だけに求めず、同じ校区の小・中が一緒になって児童生徒の関心・意欲が高まる授業の改善を考えていくように指導する。下期は、中学校区を中心に研究授業が多数行われるので、その中で授業改善のポイントを的確に指導し、次年度の調査に生かすようにする。

また、教育制度等検討委員会での検討を踏まえ、学力向上に有効と考えられる「小中一貫教育」の導入に向けた準備を進めていくこととする。

なお、平成19年度から文部科学省の全国学力・学習状況調査が行われるようになり、この調査の結果や質問紙（アンケート）の内容の分析も含めながら、授業力・学力向上の方策を市教委訪問や支援室だより等で伝えていくこととする。



1-(3) 刃物（ものづくり）教育、科学教育の実施

【学校教育課】

【目的】

児童生徒の郷土愛を育成すること。

【内容】

ものづくり、科学教育の充実を一層図ることにより、生まれ育った三条に誇りの持てる郷土愛の育成を目指す。

【主な事務事業】

① 刃物（ものづくり）教育推進事業

刃物（ものづくり）教育では、三条の刃物ものづくりの伝統についての理解を深めることを通して、三条のよさについて学ばせる機会を児童生徒に提供していく。平成19年度の刃物ものづくり学習への参加者は116学級、児童生徒数のべ3,210人であり、そのうち、鍛冶道場を活用し和釘づくり等を行った学級は22学級の547人であった。

② 科学教育推進事業

科学教育では、「科学する目と探求心」をはぐくむ5つのプロジェクトとして、①子ども科学教室、②発明工夫・模型工作教室、③わくわく科学フェスティバル、④科学ゼミナール、⑤科学研究発表会を開催し、合わせて1,142人の参加を得ることにより、三条市の子どもたちの科学への興味・関心を掘り起こし、理科の大好きな子どもを育て、将来の三条市の地場産業活性化に貢献する子どもをはぐくむことを目指した。

【評価】B

刃物（ものづくり）教育では、平成19年度に実施したどの教室においても、教職員・子どもともに評価は高く、教職員は「子どもたちには非常によい学習だった」「子どもたちにはよい学習で相当よい成就感を持たせることができた」とする割合が併せて93%と高いものとなった。子どもたちにとっては「とても良かった」「良かった」を併せて91%と、高い評価があった。

科学教育では、ほとんどの事業で参加者の満足度は90%を超え、子どもたちの関心・意欲を高めることができた。また、「科学ゼミナール」の参加者数が目標数に達しなかったものの、全事業（科学研究発表交歓会を除く）での参加者数は1,142人で前年度の1.6倍、支援スタッフ数は190人で前年度の2.3倍となり、この事業が充実してきたことが分かる。

【外部の方からの主な意見等】

刃物教育は、三条市の特徴的なものであり、大いに発展してほしいと思う。

和釘は、三条にとって意味あるものということによく承知しているが、この製作は興味を引くものだろうかという疑問を持つ。生活の中で使うことのできるものが無いものか。具体的な事業について、どのようなものづくり教育を望んでいるのか、児童生徒、市民の意向調査をしてみてもどうか。

【市の対応状況】

和釘づくりについては、この内容に関連した教材「千年の釘にいどむ」が小5の国語の教科書にある。国語で学んだことにつなげて、体験活動ができる三条市の小学生にとっては、大変興味を引く内容である。このことは、活動後の児童や教員の感想からも、その満足度・達成感がうかがわれる。また、実際の生活とかかわる内容では、中学校での包丁研ぎや小学校での小刀を使った活動（竹とんぼ等の製作）を進めている。

今後の方向については、学校や児童生徒のアンケート結果と鍛冶道場の設備状況や人材（数）等を考慮しながら推進していきたいと考えている。

【今後の方針】

刃物（ものづくり）教育では、移動手段としての茜号、スクールバスなどの利用をPRして鍛冶道場の活用を促し、児童生徒が三条金物や刃物の歴史を学んだり、和釘や刃物づくりをしたりする機会を増やしていくことが大切であると考えている。

科学教育では、今後とも質の高い事業を提供し、子どもたちの興味・関心に応え、「ものづくり大好き」な子どもたちが大勢育つように事業を充実させていく。また、「科学ゼミナール」では、よりたくさんのお子さんが興味・関心を持って参加できるように、講師の選定をしていくこととする。



1-(4) 食育・体力づくりの充実

【学校教育課】

【目的】

児童生徒の食育に関する意識が高まり、体力の向上が図られること。

【内容】

児童生徒の体力の実態を明らかにし、弱点を克服する取組（準備運動・授業改善・遊び等）を各学校で計画的に行うことで体力の向上を図る（1学校1取組）。

【主な事務事業】

① 1学校1取組

まず、年度当初に行われる「体力テスト」（8種目）の結果を基に、学校ごとに、体力で落ち込んでいる部分（運動）を把握する。次に、その弱い部分の底上げができるように、各学校で対策を練り計画的に体力向上が図られるよう実践する。その後、弱いところがどれだけ伸びたか検証し、次年度に活かすようにする。

【評価】 C

体力テストの144種目（各学年8種目×9学年×2（男女別））中、県平均を超えたのは39種目であった。成果が出ていたのは小2男子と小1女子で、逆に平均以下が多かったのは小5と中2の男子、小2・3・4・6と中1・2の女子であった。

特に、女子の体力の落ち込みが目立っている。しかも、小学校ではほぼ全学年と言ってもよいくらいである。高学年になると、特に体を動かす子とそうでない子との二極化が進む傾向にあるので、低学年のときから体を動かすことが好きになるような取組（準備運動・授業改善・遊びの活用等）を進めていく必要がある。

【外部の方からの主な意見等】

各学校任せでは、成果は挙がりにくいのではないかと。市全体として弱い部分の改善や、効果を挙げている学校の実践を全校が共有しあえるような仕組みはできないのか。

また、食育についての取組、評価等が触れられていない。食育に関する活動もしているのであれば状況を出していくべきと思う。

〔市の対応状況〕

体力の状況は、個々の学校によって違い、課題も異なることから、県で行っている1学校1取組を実施し、各学校から11月に、1年間の実践や具体的な成果を記入した報告が提出される。効果をあげている実践については、県全体での取組の中から優秀な実践集を各学校へ配布し参考にしている。

また、市教育委員会の学校訪問で、体力についての聞き取りや指導を各校に実施し、市内学校で参考になる実践の取組は、学校訪問時に紹介している。

【今後の方針】

各学校では、体力的に落ち込んでいる学年や各学年の弱点部分が分かったので、それらを次年度の体育に活かすために、準備体操で弱点を取り入れた体操を継続的に行うことや、授業改善等を行うように指導していくこととする。

なお、県の取組として、「トキめき体力づくり認定証」制度があるので、これらの取組を児童生徒に紹介し、運動することや運動技能が高まる喜びにも触れさせていく。特に、中学校を積極的に参加させていくこととする。

また、児童生徒の食育に関する意識を高めるため、今後食育の所管である健康づくり課と十分な連携を図りながら進めていくこととする。



1 - (5) いじめ・不登校対応の充実

【学校教育課】

【目的】

児童生徒のいじめを根絶し、不登校を減少させること。

【内容】

いじめ・不登校に関する相談員等を年次計画的に配置し、保護者や児童生徒、教員への相談支援の充実に努めるとともに、いじめ・不登校を生まない学校づくりを進めることで学校教育の充実に図る。

【主な事務事業】

① 適応指導教室の開設

適応指導教室嘱託員 3 人、不登校児童生徒訪問指導員 3 人、心の教育相談員 2 人、サポートネットワーク指導員 1 人を配置して、関係者及び諸関係機関との連携によりいじめ・不登校等の改善に努めた。

② 子どもと親の相談員の配置

月岡小学校に子どもと親の相談員 1 人を配置、年間 96 日勤務し、いじめや不登校防止のための生徒指導上の相談に当たった結果、総数 10 人、8 件の相談があった。

③ 心と学びの教育フォーラムの実施

中学校区ごとに「いじめ対策委員会」の組織化に努め、学校、家庭、地域の連携を図ることにより、いじめの防止を図る。9 中学校区すべてのいじめ対策委員会で、『心と学びの教育フォーラム』を開催し、総計 1,043 人の参加を得た。

【評価】 C

平成 19 年度の不登校児童・生徒数は 86 人（児童 21 人・生徒 65 人）だった。各学校とも「中 1 ギャップ解消プログラム」の自校化を図り、不登校児童生徒の減少に取り組んできた。不登校児童生徒数は平成 18 年度比で小学校は 3 人減少したものの、中学校で 6 人増加した。全体としては横ばい、やや増加と言える。今後も、不登校児童生徒への丁寧な対応と新たな不登校児童生徒を生み出さない取組をねばり強く進めていかなければならない。

また、平成 19 年度のいじめ認知件数は 50 件（児童 26 件・生徒 24 件）だった。いじめ根絶県民運動が展開され、各学校でも 6 月と 10 月のいじめ根絶強調月間を中心にいじめ根絶に取り組んできたが、認知件数は平成 18 年度比でほぼ倍増となっている。これは、いじめの定義が変わり、アンケートや教育相談を通してより丁寧な把握に努めたことが要因と考えられる。今後、いじめの定義が変わったことによる目標の再設定を検討しな

なければならない。

総じて、三条市SSN（スクーリング・サポート・ネットワーク）事業が機能してきており、学校と家庭だけでは解決が難しいケースに対して諸関係機関と連携したサポート会議の開催が増えてきた。また、適応指導教室の活動の理解が深まり、通級指導や訪問指導を受ける児童生徒が増えてきている。心と学びの教育フォーラムは全中学校区で開催され、1,000人を超える参加があった。このように個々のケースでは成果を上げてきているが、全体の数字の成果としては現れてきていないのが現状である。今後も「いじめ・不登校を生まない学校づくり」に向けて各学校をねばり強く支援していかねばならないと考える。

【外部の方からの意見等】

いじめ・不登校問題は今日的な重要課題と考える。成果達成は、マイナスではあり、暗くなりがちではあるが、効果を挙げている事業や事例等を大いにアピールして元気を出してほしい。

〔市の対応状況〕

心と学びの教育フォーラムを開催して地域のいじめ根絶への気運を高めるとともに、適応指導教室、SSN事業等の相談機関を広報していきたい。

【今後の方針】

不登校児童生徒数がなかなか減少しない中、他にも不登校傾向を示す児童生徒が潜在していることも事実であることから、引き続き相談員等による保護者や児童生徒、学校への相談支援の充実に努めていくものとする。

いじめについては、今後ともいじめを生まない学校づくりを進めるとともに、子どもの変化を見逃すことのないよう更に注視していくことで、いじめの早期発見・早期対応に努めることとする。また、いじめの度合いによっては適切に関係機関との連携を図り効果的ないじめ対策を講じていくものとする。



1-(6) 特別支援教育のサポート、相談等の充実

【学校教育課】

【目的】

児童生徒が必要に応じて特別な教育的支援を受けることができるようにすること。

【内容】

三条市の特別支援教育の充実に向けて、特別支援教育指導員を増員するとともに、教職員の研修を行い、校内体制の充実、教員の資質の向上を図る。

【主な事務事業】

① 特別支援教育指導員の配置

小学校・中学校に特別支援教育指導員を配置し、特別支援教育の充実を図る。

【評価】 B

特別支援教育が、通常の学級を含めたものになり、通常学級に在籍する児童生徒で、学習障がいや発達障がい等で学習面や行動面で個別の支援を必要とする児童生徒が、文部科学省の調査結果から推定で 6.3%いる。特別支援学級児童生徒への介助のみならず、通常学級への学習支援を中心とした業務に対応するだけの配置が必要となる。特別支援教育指導員の配置が平成 18 年度 26 人、平成 19 年度 29 人で 3 人の増となった。

平成 19 年度は、特殊教育から特別支援教育への転換が図られ、特別支援学級の児童生徒だけの教育から、全校を対象にし、一人ひとりの特別な教育的ニーズに合わせた支援に対象が広がった。年々、特別支援教育に対する配置要望が多くなっていく中で、3 人を増やすことで特別支援教育の充実が図られた。また、教職員の研修についても、教職員のニーズに合わせて、計画的に実施することができた。

【外部の方からの主な意見等】

特別支援教育は本当に人手がほしいところだ。今後も、支援のための人的充実を期待したい。

また、保護者や地域住民が、特別支援教育についてよく分かっていないという現実がある。啓発活動を積極的に行う必要があると考える。

〔市の対応状況〕

平成 20 年度は、33 人の特別支援教育指導員を各学校の実態を考慮し、市内 17 校へ配置している。

三条市の特別支援教育を含めた広報ということで、三条・加茂・見附・田上の特別支援教育推進協議会の広報誌を、年 1 回 3 月に発行し、保育所（園）、幼稚園、小・中学校

の保護者へ配布し啓発を行っている。

【今後の方針】

特別支援教育の推進には、今後も特別支援教育指導員の配置増が必要であり、従来の特別支援学級の介助業務とは別に、通常学級における発達障がい等の児童生徒等への学習支援を充実していく必要がある。

また、教職員への研修会の充実については、対象を特別支援教育コーディネーターや全教職員対象へと広げて回数も増やしてきた。今後、教職員のためのセミナー研修のような形で、体系的な研修を実施していく必要がある。

さらに、地域の拠点校である月ヶ岡養護学校との連携を強化し、研修においても協力しながら実施していくものとする。



1 - (7) 栄中学校改修事業

【教育総務課】

【目的】

栄中学校の教育環境と安全性の向上を図ること。

【内容】

栄中学校は、昭和 53 年建築で老朽化が進んでいることから、新市建設計画に大規模改修事業として登載され、平成 17 年度耐震診断、平成 18 年度実施設計、改修工事は平成 19 年度に 2 棟、平成 20 年度に 1 棟の計 3 棟を実施する。

【主な事務事業】

① 栄中学校改修事業

体育館：耐震補強・大規模改修工事

主な内容：耐震補強、屋根及び外壁改修、給排水設備改修

校舎：普通教室棟大規模改修工事

主な内容：屋上防水及び外壁改修、給排水設備改修

【評価】 B

校舎普通教室棟の大規模改修、体育館の耐震補強工事と大規模改修工事ともに予定どおり完了できたことから、所期の目的を達成できた。

【外部の方からの主な意見等】

三条市の学校、特に旧市内の学校は老朽化が進んでいる。耐震性の問題もある。改修への見通しが出せないものか。

〔市の対応状況〕

昭和 56 年以前の旧耐震基準により建築された耐震診断が必要な学校施設について、平成 19 年度に耐震化優先度調査を行い、その結果に基づき、国の基準で緊急度が高いとして位置付けられている優先度ランク①②の建物及び③の屋内運動場を対象に、平成 20 年度に耐震診断を実施し、必要に応じ平成 21 年度に補強設計、平成 22 年度に耐震補強工事を行う計画としている。また、改修については、市の財政状況を勘案した中で、できるものから逐次進めていきたい。

【今後の方針】

校舎特別教室棟の大規模改修を平成 20 年度に実施するが、生徒の安全に十分配慮しながら工事がスムーズに進むよう関係者の密な打ち合わせが必要である。

また、改修工事はその性格上、施工中に新たな改修箇所が見つかることが多々あるため、実施設計の段階で十分な調査を実施する必要がある。

2 学校と家庭・地域との連携の推進

家庭教育学級の充実、地域に開かれた学校づくり、学校を利用した放課後の居場所づくり

《施策の基本的方針》

全国的に少子高齢化や核家族化が進み、本市においても人間関係や地縁関係の希薄化が懸念される中、家庭や地域の教育力の低下が懸念されています。こうした中、すべての教育の原点である家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育学級や親子とのふれあいを大切にした取組を推進するとともに、学校、家庭及び地域社会が連携して、放課後や休日などの子どもの居場所づくりを進めます。

また、学校教職員と児童生徒が地域の中で一緒に活動することや学校と地域住民との垣根を取り払うなど、学校教育と家庭・地域との連携の在り方について議論できる仕組みを構築できるよう検討します。

《主な取組》

(1) 三条版放課後子どもプラン 【子育て支援課】

すべての小学校区において、放課後の一定時間など子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所の確保を地域の参画を得ながら推進します。

(2) 家庭教育講座の開設 【子育て支援課】

家庭の教育力向上と親子間のふれあいを深めるため、子どもの成長に合わせた家庭教育講座を開設します。

(3) 子どもと親の読書活動 【生涯学習課】

ブックスタート事業や読み聞かせ教室の充実により、親子の絆を深めながら読書活動の推進を図ります。

(4) 子どもの生活習慣定着の取組 【子育て支援課】

家庭、家庭や地域での活動を通じて子どもたちの基本的な生活習慣や日常生活を過ごす上でのマナーを学べるよう啓発活動に努めます。（「早寝・早起き・朝ごはん」国民運動の推進など）

(5) 学校評議員制度の活性化 【学校教育課】

学校評議員等から学校の教育目標や計画、教育活動の実施、学校と地域の連携の進め方などの学校運営に関する意見を求め、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進します。

(6) スクールアシスタント制度 【学校教育課】

教育活動をサポートするスクールアシスタントの資質向上のため、研修の充実に努めます。

(7) 地域・保護者・教職員が学校教育を共に考える参画型システムの構築 【学校教育課】

地域に開かれた学校の重要性を認識した上で、地域、保護者及び教職員が共に学校教育を考えることのできる機会を推進します。



《平成 19 年度の点検、評価等》

2-(1) 三条版放課後子どもプラン

【子育て支援課】

【目的】

学校と家庭・地域との連携が推進され、子どもたちが安全・安心に過ごせるようにすること。

【内容】

すべての小学校区において、放課後の一定時間など子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所の確保を地域の参画を得ながら推進する。

【主な事務事業】

① 放課後子ども教室推進事業

放課後や週末等に小学校を利用して地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施する。

【評価】 B

児童クラブのない7小学校区を対象に、地域関係者に事前説明を行い地域の協力を得られるよう連携を図りながら「放課後子ども教室」のスムーズな開設に努めた結果、7校開設することができ、目標を達成することができた。また、開設後も教室がスムーズな運営が継続できるような支援に努めてきた。

「放課後こども教室」の開設に当たっては、設立はもちろん、立ち上げ後も地域の協力を得ながら継続していくことが重要であることから、地域性を十分踏まえた上で、行政主導ではなく地域主導で運営できるよう適切にサポートしていく。

【外部の方からの主な意見等】

自治会やコミュニティとの連携が大切と思う。

〔市の対応状況〕

自治会やコミュニティとの連携が大切だと考えており、各教室の運営委員会には、自治会長、民生委員など地域の方々から構成員になっていただいている。

【今後の方針】

平成 20 年度は、新たな開設はせずに、立ち上げたばかりの小学校もあるので、放課後子ども教室連絡協議会を立ち上げ、現在よりもスムーズな運営を図るため、各小学校における放課後子ども教室の現状と課題を抽出し、来年度に向けて、その課題における解決方策の検討を進めることとする。

2-(2) 家庭教育講座の開設

【子育て支援課】

【目的】

家庭の教育力が向上すること。

【内容】

家庭は、家族のふれあいを通じて基本的な生活習慣、生活能力や社会的マナーを身に付けさせる重要な役割を担っていることから、保護者に対し子どもの成長に合わせた家庭教育講座を開催し、家庭の教育力が向上するよう支援する。

【主な事務事業】

① 家庭教育活性化事業

妊娠期から子どもの成長に合わせた家庭教育講座を開催するとともに、子育てサポート養成講座を開催し、養成講座修了者による子育て中の親子の居場所としての子育てサロンを運営する。

【評価】 A

生涯学習課及び公民館で開催する家庭教育講座への参加者は、23 講座で 4,344 人と増加の傾向にあり、平成 18 年度から開催している父親の家庭教育講座を本年度は P T A 連合会と共催したことにより、参加者が倍増した。

公民館で開催している各家庭教育講座もアンケート等からの参加者の声を反映させながら、講座内容等を検討するなど参加者をいかに増加させるか考えていく。

【外部の方からの主な意見等】

健全な子どもの育成には父親の教育参画が必要と考える。P T A 連合会との連携は効果的と思う。さらに、企業との連携による家庭教育学級も考えられると思う。

〔市の対応状況〕

P T A 連合会との連携を継続していき、また企業との連携については、今後の検討課題としたい。

【今後の方針】

P T A 連合会との共催により参加者が増加したことを踏まえ、今後も他の関係機関との連携を図りながら家庭教育講座を開催していくこととする。

また、組織機構の改正により、子育て支援課の担当業務が、マタニティ講座から青少年育成事業までと幅広くなったことから、子どもの年齢に合わせたより効果的な家庭教育講座の検討を進めることとする。

2-(3) 子どもと親の読書活動

【生涯学習課】

【目的】

幼い頃からの読書週間を養い、家庭での読書活動を支援すること。

【内容】

保護者や家族が、読書活動の意義や重要性を理解し、子どもが自主的に読書活動に取り組むことができるよう、家庭における読書環境を整えるための支援をする。

【主な事務事業】

① ブックスタート事業

10 か月健康相談会場で、参加した赤ちゃんと保護者に絵本の入ったブックスタート・パックをブックスタートのメッセージとともに手渡す。

【評価】 B

平成 18 年度に健康相談会における配布者数は 725 人、図書館内での配布者数は 66 人となっており、対象者 835 人のうち総配布者数 791 人（全体配布率 95%）だったのが、平成 19 年度は健康相談会配布者数 757 人、図書館内配布者数 44 人となっており、対象者 853 人のうち総配布者数 801 人（全体配布率 94%）となった。総配布者数は増加しているもののパーセンテージが落ちたことは、10 か月健康相談会に未参加者への配布率が下がっていることが原因と思われる。

このことから、ブックスタート会場では、保護者からの反応もよく、事業が一定程度浸透していることが分かる。また、図書館来館配布が減少しているのは、館内外のブックスタート事業周知が不足しているのではないかと考えられる。

【外部の方からの主な意見等】

読書習慣の素地を養う取組は、心を育て、知力を育てることにつながる大きな意味を持つものとする。事業周知の工夫をしてほしい。大勢の市民が恩典を受け、意識を高く持っていくために、活用の程度や意義の周知の追跡調査をしてみてもどうか。

【市の対応状況】

ブックスタート事業の周知については、図書館内にポスターを掲示したり、図書館 HP に情報を掲載したりしている。また、健康推進員が 10 か月健康相談会の案内文書を配布する際に、ブックスタートの案内文書を一緒に配布してもらっている。

ただし、現在のところブックスタートについて追跡調査やアンケートは実施していない。

【今後の方針】

今後、健康相談会未参加者への案内の工夫が必要なことから、現在、行っていない分館での配布や子育て拠点施設での配布を検討することとする。それとともに、ブックスタート事業の周知、改善をはかるため乳幼児健康診査・健康相談会等でアンケートの実施を検討する。

また、平成 20 年度から、図書館の開館時間・開館日が拡大しているのので、来館配布の増加も見込めるのではないかと考えられる。



2-(4) 子どもの生活習慣定着の取組

【子育て支援課】

【目的】

子どもが基本的な生活習慣や日常生活を過ごす上でのマナーを身に付けること。

【内容】

家庭、学校や地域での活動を通じて、子どもたちに基本的な生活習慣や日常生活を過ごす上でのマナーを学べるよう啓発活動に努める。（「早寝・早起き・朝ごはん」国民運動の推進など）

【主な事務事業】

① 子育て講座等を通じた啓発活動

子育て講座の中で、参加者に啓発活動を行うとともに、「早寝・早起き・朝ごはん」全国協議会事務局からの啓発資料（啓発ポスター55部）を小・中学校及び社会教育施設等へ、新潟県教育庁からの啓発資料（家庭教育手帳・新潟県版 9,145部）を小・中学校を通して保護者に配布した。

【評価】 C

生涯学習課及び公民館が開催した子育て講座（妊娠期・就学時・思春期など）の中で38回に渡り参加者への啓発活動に努めた。

また、家庭での教育やしつけに関する「家庭教育手帳・新潟県版」（乳幼児編・小学生低学年～中学年編・小学生高学年～中学生編）を健康推進課、小・中学校を通して保護者に配布した。

小・中学校等を通して保護者に配布している「家庭手帳・新潟県版」については、その活用状況について、把握できていないので、今後、子育て講座等の中でその活用の推進を図っていく必要がある。

【外部の方からの主な意見等】

よりよい生活習慣形成のために子育て支援課が中心となって、庁内関係課をつなぐ活動を起こすことを考えたかどうか。

〔市の対応状況〕

庁内関係課との連携を図りながらよりよい生活習慣定着のための取組を考えていきたい。

【今後の方針】

子育て講座等の中で、小・中学校等を通して保護者に配布している「家庭手帳・新潟県版」の活用を図っていくこととする。

また、平成20年度に教育委員会内に子育て支援機能の充実を図るため、子育て支援課が設置されたので、子育て支援という視点で関係課との連携を図りながらホームページへの掲載等で啓発活動を推進するものとする。

2 - (5) 学校評議員制度の活性化

【学校教育課】

【目的】

地域に開かれた、特色のある学校とすること。

【内容】

学校運営に関する情報を開示した上で、学校評議員等から学校の教育目標や計画、教育活動の実施、学校と地域の連携の進め方などに対する意見を求め、それらを参考にしていって地域に開かれた特色ある学校づくりを推進する。

【主な事務事業】

① 学校評議員会の開催

学校の教育活動についての意見を聴取し、また、今後実施が予定されている学校評価などの学校運営全般について意見を交わす場として、市内小中学校に設置されている学校評議員会の運営を支援する。学校評議員は、PTA役員、自治会関係等に対し、小中学校合わせて169人を委嘱している。

【評価】 C

評議委員会の開催回数は、全校で63回、平均すると1校当たり約2回となっているが、8校が1回のみ、2校が0回と各校の同委員会開催回数にばらつきがあり、平成18年度の64回と大きく差はないものの目標を達成するには至っていない。

学校評議員会を開催することで、学校の教育活動の理解が深まり、地域における学校への関心が高まっていると考えられる。

【外部の方からの主な意見等】

年約2回の開催回数を目標として、その消化だけで目的達成を図ることは難しい。制度そのものが機能する支援策を考える必要がある。

〔市の対応状況〕

学校によっては、学校評議員会と同等な、「育成会連絡協議会」や「教育を語る会」などが組織され、地域と学校との連携を図っている。今後これらの組織の整備を進めることにより、学校評議委員制度の充実に努めたい。

【今後の方針】

地域に開かれた特色ある学校づくりという理念を達成するため、市内小中学校で開催されている学校評議員会の更なる内容の充実が図られるよう各学校の主体性を重んじつつも適切な助言に努めるものとする。

また、開催回数が1回以下の10校について、評議員会の趣旨、目的を十分に伝えるとともに、積極的な運営ができるよう指導・助言を行っていくものとする。

2-(6) スクールアシスタント制度

【学校教育課】

【目的】

地域住民に信頼される特色のある学校とすること。

【内容】

様々な課題を抱えている学校教育において、児童生徒が豊かな心を持ち、個性や創造性を発揮しつつ、主体的に生きていくことができる力をはぐくむことが一層重要となっていることから、学校、家庭、地域との連携を図り、学校の教育活動支援・協力者として各小中学校にスクールアシスタントを派遣する。

主な業務内容としては、図書館運営の支援、本の読み聞かせ、学習補助、特別支援にかかわる児童生徒への対応、家庭科の実習補助などがあり、各学校の実態に即した仕事内容となっている。

【主な事務事業】

① スクールアシスタント研修会

スクールアシスタントの資質の向上を図るために研修会を実施した。内容としては、スクールアシスタントの服務・規律、講師による事例研修、スクールアシスタント同士の交流会・意見交換会を行った。

② スクールアシスタントの配置

学校の教育活動支援・協力者として、各小中学校にスクールアシスタント 77 人を派遣した。

【評価】 B

スクールアシスタントの配置については、小学校各 2 人、中学校各 3 人を基本に大規模校等の学校事情を勘案して配置しており、年次的に増員を図りながら平成 18 年度の 77 人を平成 22 年度には 82 人とする。

今年度の人員配置については現状維持にとどまったが、効果としては、例えば学校図書館の飾りつけや、図書の案内看板などを整備し、見違えるような学習環境となり、その活用が深まってきた。また、図書館での児童生徒の落ち着きが増している。

さらに、研修や交流会によりスキルアップが図られ、スクールアシスタントとしての役割を認識し、学校運営に大きく貢献できたと評価できる。

【今後の方針】

学校はややもすると閉鎖的であると言われていることから、学校へ新たな風を吹き込み、地域からの声と学校からの声をうまくつなぐパイプ役として、特色ある学校づくりのお手伝いとなるように努めるものとする。

2-(7) 地域・保護者・教職員が学校教育を共に考える参画型システムの構築

【学校教育課】

【目的】

学校と地域、保護者が共に学校教育を考える場を設定すること。

【内容】

地域に開かれた学校の重要性を認識した上で、地域、保護者及び教職員が共に学校教育を考えることのできる機会を推進する。

【主な事務事業】

① 学校教育を共に考える参画型システムの構築

学校の教育活動に対する考えや願いなどの意見を聴取したり、取組に対しての評価をしてもらったりする学校ごとの「教育を語る会」、「育成連絡協議会」、「学校評議員会」などを組織し、共に考えるシステムの構築を図る。なお、全小中学校に学校評議員会等が設置されて意見をもらったり、取組への評価をしてもらったりしているので、これら組織の活用も考慮する。

【評価】 C

すべての小中学校において、学校評議員会や育成連絡会、教育を語る会等が組織され、地域や保護者の願いを大切にされた教育活動を推進しているが、中学校区単位では未了であり、小中連携教育を推進するための今後の課題となっている。

【外部の方からの主な意見等】

学校評議員委員会、中学校区PTA交流研修会、心と学びの教育フォーラム等は、意図を同じくするものとする。新しいシステム構築というより、既存のものをどう結びつけるかが必要なのではないか。

【市の対応状況】

既に全学校において、学校評議員会等が組織され学校・地域・保護者が共に学校教育を考える参画型システムが構築されているので、同じ教育課題を持つ中学校区単位で協議会を設置し、連携を図ることで学校運営が一層効率的に実施される。

【今後の方針】

学校ごとに、学校評議員会などを開催して地域、保護者、教職員が、共に学校教育を考える機会ができています。今後は、同じ地域で生活する中学校区単位で、教育課題の解決や地域の願い等を実現するための協議会などを立ち上げて、小中連携した取組を推進していくものとする。

3 生涯学習の充実

様々な学習機会の提供、生涯学習環境の充実、生涯学習指導者の育成、学校支援や情報提供

《施策の基本的方針》

21世紀は、だれもが自らの能力と努力によって自分の未来を切り拓いていくことができる柔軟で活力のある社会であることが求められています。

本市においては、平成18年度に策定した生涯学習推進計画に基づき、市民の一人ひとりが「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができるよう各種公民館事業を始めとした生涯学習の機会を提供するとともに、生涯学習に関する様々な相談を通じて、学習機会や学習環境の充実を図ります。

また、大学などの関係機関と連携し、多様な学習活動・文化活動を支援するとともに、これらを通じて得た知識や成果を生涯学習人材バンクへの登録を通じて広く市民に還元できる仕組みづくりを推進します。

《主な取組》

(1) 生涯各期における学習機会の提供 【生涯学習課】

市民が自発的に学習に取り組めるよう青少年から高齢者まで市民の要望に対応した多様な学習機会を提供します

(2) 現代的課題などの学習 【生涯学習課】

情報教育など社会生活を営む上で理解し、身に付けておくことが望まれる課題を現代的課題とし、学習機会の提供に努めます。

(3) 学習成果を活かす仕組みづくり 【生涯学習課】

市民の自主的な学習を支援するため、生涯学習人材バンクを整備しつつ、生涯学習指導者の活躍できる場が提供できるよう努めます。

(4) 生涯学習施設の整備・充実 【生涯学習課】

地域住民の生涯学習の拠点となる下田公民館の建設や第二中学校区の公民館建設、その他生涯学習施設の整備に努めます。

(5) 生涯学習指導者の育成 【生涯学習課】

指導者を育成するための講座を開催し、各種活動の指導者育成に努めます。

《平成 19 年度の点検、評価等》

3 - (1) 生涯各期における学習機会の提供

【生涯学習課】

【目的】

市民が、生涯各期において自ら学ぶことのできる環境を整備すること。

【内容】

各世代の市民が生き生きと心豊かに暮らせるよう、青少年から高齢者といった市民のライフステージに応じた多様な学習メニューを提供する。

【主な事務事業】

① 通学合宿事業（青少年期）

市内の小学生を対象に、児童が家庭を離れ、同世代との集団生活を送りながら、学習、食事、洗濯、清掃等に自主的・主体的に取り組む体験を通じて基本的な生活習慣や協調性といった社会性を身に付けさせる。（1 講座、67 人参加）

② 教養講座（成人期）

絵画や茶道、書道などの教養を高めるための講座や英会話など実用的な講座を開催し、市民の学ぶ場を提供する。（64 講座、15,659 人参加）

③ 高齢者教室（高齢期）

高齢者を対象として、現代社会を生きていく上で必要な知識の習得はもちろんのこと、趣味、教養等に親しみ学ぶ場を提供する。（13 講座、4,167 人参加）

【評価】 B

少子高齢化の中、公民館事業を中心に青少年教育、成人教育、高齢者教育といった各世代に応じた多様な事業を展開した結果、383 講座、43,662 人の参加を得たことから、おおむね計画どおりの実績を挙げることができた。しかし、趣味的な講座や健康・生活に関する講座への参加者は多いが、現代的課題等については、各年代で取り組む必要性があるにもかかわらず参加者が少ない傾向にある。今後の取組の課題としたい。

また、社会経済情勢の急激な変化により、市民生活における課題も増大している。こうしたことを踏まえ、例えば、青少年、成人、高齢者といった各世代に応じた学習機会の提供を通じて現代社会を生きるスキルを身に付けることができる仕組みを検討する必要がある。

【今後の方針】

現在は事業ごとにアンケート調査を実施しているが、必ずしも統一性ある質問になっていないため生涯各期における学習ニーズを正確に把握しているとは言い難い。今後は体系的な質問項目を設定するなど、市民の学習ニーズについての分析をしっかりと行い、更なる事業の充実に向けて努めることとする。

3-(2) 現代的な課題などの学習

【生涯学習課】

【目的】

市民が、現代社会を生活する上で必要な知識・教養を習得すること。

【内容】

社会の急激な変化に対応し、心豊かな生活を送るために必要と思われる学習課題を現代的課題とし、その学習機会の充実を目指す。

【主な事務事業】

① パソコン教室

基本的なパソコンの操作、各種ソフトの活用などを学ぶことができる場として9講座を開催し、623人の受講があった。

② 待ったなし！現代講座

環境問題を始めとした様々な現代的課題について、市民に学びの場を提供するため、2講座を開催し、54人の受講があった。

【評価】B

国際理解、情報教育、環境教育及び男女共同参画等を現代的課題と捉え、市内公民館が主催するこれらの課題をテーマとした講座等を15講座開催し、3,094人の受講者数を確保することができたことから一定の成果が確保できたものと考えられる。

また、講座名が同じであったとしても、毎年その時々に応じたタイムリーなテーマや内容を検討し、講座メニューの改善を図っていることが奏功し、一定の参加者を確保している。

【今後の方針】

現代的課題等を学習する機会を提供する場合、ややもすると学校教育の延長線として敬遠され受講者の減少も想定されるが、社会教育の役割をしっかりと認識した上で、時代的・社会的要請を踏まえ、実生活に役立つ事業の企画・運営を心がけていくこととする。

3-(3) 学習成果を活かす仕組みづくり

【生涯学習課】

【目的】

市民が、自主的な学習活動に取り組める環境を整えること。

【内容】

市民が自発的に学習を進めることができるよう、生涯学習指導者養成講座やボランティア養成講座の修了生が、これらの講座で得た知識や成果を生涯学習人材バンクへの登録を通じて広く市民に還元できる仕組みづくりを推進する。

【主な事務事業】

① 生涯学習人材バンク名簿整備事業

生涯学習指導に関する講師、指導者、ボランティアを含めた「三条市生涯学習人材バンク名簿」（登録者数 534 人）を整備する。

② 生涯学習人材バンク名簿活用促進事業

「三条市生涯学習人材バンク名簿」（冊子）を学校や関係機関等 186 か所に配布した。また、広報さんじょうや市のホームページを通じて広く市民に対して周知するとともにその活用を促した。

【評価】 B

平成 19 年度に人材バンク名簿の改定を行った際に、登録対象者への意思確認作業を行った結果、各種講座修了者等の新たな登録者があったものの高齢化や実績不足等を理由に辞退者が多数出たため、総登録者数は改定前の 568 人から改定後は 534 人と減少し、人材バンク名簿登録者は目標値を下回った。

また、人材バンク名簿による生涯学習指導者の活用は、平成 18 年度が 22 件だったのに対して 25 件となり 1 割強の増加となったものの、目標達成に向けて更なる活用のための取組が必要である。

【外部の方からの主な意見等】

評価の「高齢化や実績不足等を理由に辞退者が多数出た」ということについて、実績不足の考え方がよくわからないが、依頼がないということであれば公民館事業での活用を考えるべきであるし、実力への懸念ということであればサポート方法を考えることが必要ではないか。

【市の対応状況】

人材バンク名簿登録者については、公民館が主催する事業等での活用を図るよう努め

るものとする。また、同登録者がスキルアップを希望する場合は、研修機会の斡旋を行うなどサポートする。

【今後の方針】

平成 19 年度に人材バンク名簿を改定したが、今後、更に内容の充実した人材バンクとしていくために、指導者養成講座修了者を対象として人材バンク名簿への登載を促し、生涯学習指導者として活躍していただくよう依頼していくこととする。

また、ホームページ上でその都度情報を更新し、登載者の確保と市民・各種団体等に対して人材活用のPRを行うなど、人材活用の促進を図るとともに人材バンク名簿の定着率を上げる。これらを通じて学びの成果を社会に還元できる仕組みづくりに努めるものとする。

3-(4) 生涯学習施設の整備・充実

【生涯学習課】

【目的】

市民が、生涯を通して生き生きと学ぶことができる学習拠点の整備を図ること。

【内容】

公民館等の生涯学習施設の整備を進めることで、市民が生き生きと学ぶことができる環境整備を行う。

【主な事務事業】

① 下田公民館建設改築事業

敷地面積：1,169 m² 建物構造：鉄筋コンクリート造2階建 延床面積：845.76 m²
施設内容：1F 図書館分館、おはなしの部屋、2F 多目的ホール、会議室、和室

【評価】 B

下田公民館については、新市建設計画の当初計画（平成17・18年度）より若干遅れはしたものの、平成20年2月に竣工することができたことにより、下田地区を対象とした生涯学習の拠点施設の整備ができた。今後は、この下田公民館の建設で得られた設計等のノウハウを生生涯学習施設（第二中学区公民館等）の整備に活かすものとする。

【今後の方針】

下田公民館が改築され下田地域における生涯学習の拠点施設が整備された。今後は、既存施設の適切な管理運営に努めるとともに、地区の生涯学習の拠点として、また中央公民館を補完し合う地区公民館として文化的ニーズにも対応できる機能を持つ（仮）第二中学校区公民館の整備や栄庁舎において整備される子育て拠点施設と関連した図書館の整備に努めるものとする。



下田公民館

3-(5) 生涯学習指導者の育成

【生涯学習課】

【目的】

市民が、学習活動で得た成果を再び市民に還元すること。

【内容】

「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」が学ぶことのできる環境づくりはもちろんのこと、学んだことを再び市民、地域等に還元できるよう生涯学習指導者を養成するための講座を開催する。

【主な事務事業】

① ITリーダー養成講座

パソコン操作についての初心者への指導方法についての講座を開催する。

② レクリエーションリーダー養成講座

レクリエーションの指導についての講座を開催する。講座修了生は、生涯学習人材バンクに登録され、三条市生涯学習ボランティアとして活動ができる。

【評価】 B

毎年恒例となっている IT リーダー養成講座は 11 人、レクリーダー養成講座は 7 人の合計 18 人の参加者があったが、平成 18 年度の 30 人に比べると受講者が大きく減少した。これは PR 不足や事業のマンネリ化が原因と思われる。しかし、同講座は市民ニーズもあることから今後も継続していくが、他方で新たな分野の生涯学習リーダーを育成していく必要がある。

IT リーダー及びレクリーダー養成講座修了生については、ほとんどの方が公民館のパソコン講座の講師やレク活動の指導者として活動しており、受講するだけでなく学習した成果を再び市民に還元することができている。

【外部の方からの主な意見等】

「現代的課題」についての学習機会の充実に努めているところでもあるので、そのリーダー育成をぜひ検討してほしい。

【市の対応状況】

リーダー養成講座修了者に捉われることなく、様々な機会を捉えて生涯学習指導者となる人材の発掘、育成に努めるものとする。



ITリーダー養成講座

【今後の方針】

現在の養成講座のみならず、市民の今日的課題について対応できるような講師の育成ができないか検討を進めることとする。

開催方法については、受講が想定される就業者や学生のことを考慮し土曜日の開催としたが、より多くの参加者が得られるよう更に検討する。

また、リーダーの存在や活動状況をPRするとともに活躍の場が確保できるよう努め、「教える喜び」、「学ぶ喜び」を体感できる仕組みを作ることで生涯学習に視点を置いた「知の循環」が図られるよう努めるものとする。



レクリエーションリーダー養成講座

4 文化遺産の保存と活用

文化財の指定・登録、ふるさと文化の調査・保存、文化遺産の公開と体験学習などでの活用

《施策の基本的方針》

これまで本市は、地域の貴重な文化遺産を文化財に指定し、また開発行為に伴う遺跡の発掘調査により埋蔵文化財の記録保存を行うなど文化財の保護に努めてきました。

今後も文化財の対象調査やその他の歴史文化遺産の調査・保存活動は継続する必要があります。

また、民俗芸能の鑑賞会や歴史講座等の開催による文化遺産の公開・活用は、市民のふるさと意識の醸成に欠かせないことから、引き続きこれまでと同様に進めていきます。

《主な取組》

(1) 指定文化財などの対象調査・保護 【生涯学習課】

指定文化財・登録文化財の対象調査を行い、その保護に努めます。

(2) 埋蔵文化財の調査・保護 【生涯学習課】

開発行為に伴う埋蔵文化財の発掘調査を行い、その保護に努めます。

(3) 文化財保護団体等への支援 【生涯学習課】

芝地鶏等級審査会等の事業を共催、後援するなど、文化財保護団体の活動を支援します。

(4) 文化遺産の公開・活用 【生涯学習】

三条かぐら鑑賞会、栄神楽発表会、歴史講座、文化財めぐりなどを開催し、市民がふるさととの歴史に触れる機会の充実を図ります

4-(1) 指定文化財などの対象調査・保護

【生涯学習課】

【目的】

地域の財産である貴重な文化遺産を文化財として指定し、滅失することのないように保護すること。

【内容】

指定文化財・登録文化財の対象調査を行い、文化財指定等を行うことにより貴重な地域の文化遺産を保護する。

【主な事務事業】

① 指定文化財の対象調査

地域の文化遺産について、文化財指定等を行うことが適当であるかを判断するための調査を行う。

② 文化遺産リスト作成

市内所在の文化財の適切な保護を図るための基礎資料として文化遺産リストを作成する。

【評価】 B

市指定有形文化財（古文書）矢川家文書を新たに1件指定した。

また、文化遺産リストを作成したことにより、今後の計画的な調査を行うための基礎資料が整備されたことから一定の成果が得られた。

【今後の方針】

文化遺産リスト作成により登録された137件の物件について、調査の年次計画を作成し、文化財の専門研究者による調査を実施することとする。

また、当市における重要な文化遺産等について、着実に文化財指定や登録を行い保護を図っていくものとする。

4 - (2) 埋蔵文化財の調査・保護

【生涯学習課】

【目的】

地域の財産である貴重な埋蔵文化財を開発行為に伴う発掘調査を実施し保護すること。

【内容】

文化財保護法により、埋蔵文化財の所在地における開発事業とその保護について調整を行い、開発行為により破壊される埋蔵文化財の発掘調査を行い保護する。

【主な事務事業】

① 北五百川地区県営農地環境整備事業関係 高野遺跡本発掘調査

北五百川地区県営農地環境整備事業により破壊される高野遺跡の本発掘調査を行い保護する。

② 市道大谷地枝の上線工事関係 北浦A遺跡本発掘調査

市道大谷地枝の上線工事により破壊される北浦A遺跡の本発掘調査を行い保護する。

③ 市道下谷地柳場新田線工事関係 石田遺跡本発掘調査

市道下谷地柳場新田線工事により破壊される石田遺跡の本発掘調査を行い保護する。

【評価】 B

埋蔵文化財の所在地における開発事業について、事業計画の策定段階から埋蔵文化財の保護について調整し、20件の発掘調査を行い埋蔵文化財の保護が図られた。

【今後の方針】

埋蔵文化財の所在地の周知徹底を図り、開発事業の計画の策定段階から埋蔵文化財の保護について調整し、発掘調査が計画的に実施できるようにするものとする。



発掘調査

4－(3) 文化財保護団体等への支援

【生涯学習課】

【目的】

文化財の保護活動を行う団体の会員数が増加すること。

【内容】

文化財保護団体への事業共催・後援、保護活動への助成、専門的な助言、文化財関係資料・情報提供などを行い、文化財保護団体の活動を支援する。

【主な事務事業】

① 無形文化財後継育成事業補助金

新潟県指定無形民俗文化財三条神楽の保存団体である三条神楽保存会、三条市指定無形民俗文化財栄神楽の保存団体である栄神楽保存会の後継者育成事業費に対し補助を行う。

② 日本鶏保存会運営費補助金

三条市指定天然記念物芝地鶏（日本鶏）の保護団体である日本鶏保存会の芝地鶏（日本鶏）等級審査会事業などに対し補助を行う。

【評価】 B

文化財保護団体は12団体、会員数1,084人であり、前年度と比較すると文化財保護団体数は同数であるが、文化財保護団体の会員数合計が59人増加した。

会員数合計で増加したものの、下田郷文化財調査研究会など会員数の減少が見られた団体もあり、今後は定期的に文化財保護団体と情報交換し、各団体の会員数が増加できるよう必要な支援を行う必要がある。

【今後の方針】

文化財保護の研修会を開催し、文化財保護団体との意見交換を行い、文化財保護の普及や活動に必要な支援内容の充実を図るものとする。



花献の舞（一ノ木戸神明宮）

4－(4) 文化遺産の公開・活用

【生涯学習課】

【目的】

地域の財産である貴重な文化遺産を公開することにより、市民に保護意識が涵養されること。

【内容】

三条かぐら鑑賞会、栄神楽鑑賞会、歴史講座、文化財めぐり、遺跡体験教室、遺跡講演会・シンポジウムなどを開催し、市民がふるさとの歴史にふれる機会の充実を図る。

【主な事務事業】

① 文化財めぐり

市内外の文化財を見学し、文化財に対する保護意識を涵養する。

② 三条歴史講座

郷土史、文化遺産など様々な観点から三条の歴史を知る講座を開催する。

【評価】 A

歴史民俗産業資料館・下田郷資料館・三条かぐら鑑賞会・栄神楽鑑賞会の入場者数、歴史講座・文化財めぐり・遺跡体験教室・遺跡講演会・シンポジウムなどの参加者数が14,042人と目標年次における入場者目標数14,000人を超える実績を上げ、目標を達成することができた。

特に、遺跡講演会・シンポジウムを開催することにより、文化遺産（遺跡）の新たな活用法などを市民から考えてもらう機会を提供することができた。

【外部の方からの主な意見等】

着実に効果が上がっていることが分かる。今後とも、学校関係への働きかけ、連携を積極的に進め、次代を担う若い層の意識醸成に努めてほしい。

【市の対応状況】

今後も遺跡体験授業の実施など文化遺産を活用し、ふるさと意識の醸成が図れるよう小・中学校へ積極的に働きかけを行っていきたい。

【今後の方針】

隔年開催の遺跡発掘調査速報巡回展を実施する。

また、従来の事業に加えて小中学校への遺跡出前授業や埋蔵文化財セミナーなどを実施するとともに、遺跡出前授業や遺跡体験学習に必要な指導者ボランティアの育成や文化財保護団体との連携を進め、ふるさと三条の文化遺産の公開・活用を積極的に実施するものとする。

教育委員会の会議及び教育委員の主な活動（平成19年度）

1 三条市教育委員会定例会・臨時会・協議会の開催状況

○平成19年第5回定例会 4月24日

前回定例会会議録の承認について（以後、毎定例会に同じ。）

報告：報第1号 市内中学校にかかる事件について

報第2号 平成18年度第3回三条市社会教育委員会会議録について

報第3号 平成18年度第3回三条市公民館運営審議会会議録について

報第4号 平成18年度第3回三条市図書館協議会会議録について

報第5号 平成18年度第2回三条市青少年育成センター運営委員会会議録について

報第6号 平成18年度第2回三条市文化財保護審議会会議録

議事：議第1号 三条市社会教育委員の委嘱について

議第2号 三条市公民館運営審議会委員の委嘱について

議第3号 三条市図書館協議会委員の委嘱について

議第4号 三条市文化財保護審議会委員の委嘱について

その他：平成19年度主要事業概要について

第4回教育制度等検討委員会について

次回定例会の日程について（以後、毎定例会に同じ。）

○平成19年第6回定例会 5月28日

報告：報第1号 専決処分報告（三条市青少年育成センター運営委員会委員の委嘱について）

報第2号 専決処分報告（三条市勤労青少年ホーム運営審議会委員の委嘱について）

報第3号 専決処分報告（三条市スポーツ振興審議会委員の任命について）

議事：議第1号 三条市立図書館条例の一部改正について

議第2号 三条市リージョンセンター条例の一部改正について

議第3号 三条市歴史民俗産業資料館条例の一部改正について

議第4号 下田公民館改築本体工事請負契約の締結について

議第5号 動産の取得について

議第6号 三条市指定文化財の指定に関する諮問について

その他：第4回教育制度等検討委員会会議録について

教育委員の学校訪問について

○平成19年第7回定例会 6月25日

報告：報第1号 平成19年度第1回三条市公民館運営審議会会議録について

報第2号 三条市「スポーツ都市宣言」について

報第3号 トキめき新潟国体ウエイトリフティング競技施設の変更について

議事：議第1号 三条市民プール条例施行規則の一部改正について

その他：三条市立図書館開館時間の延長について

教育制度等検討委員会専門部会の開催について

○平成 19 年第 8 回定例会 7 月 26 日

教育委員会委員長の選挙・職務代理委員の指定・議席の決定について

報 告：報第 1 号 専決処分報告（三条市青少年育成センター運営委員会委員の委嘱について）

報第 2 号 平成 19 年度第 1 回三条市社会教育委員会議会議録について

報第 3 号 平成 19 年度第 1 回三条市図書館協議会議会議録について

報第 4 号 平成 19 年度第 1 回三条市スポーツ振興審議会議会議録について

議 事：議第 1 号 平成 20 年度使用教科用図書の採択について

その他：平成 19 年度新潟県中越沖地震により被害を受けた教育委員会所管施設について

下田学校給食共同調理場の重油漏出について

教育制度等検討委員会専門部会の開催について

○平成 19 年第 9 回定例会 8 月 24 日

報 告：報第 1 号 平成 19 年度第 1 回三条市勤労青少年ホーム運営審議会議会議録について

報第 2 号 平成 19 年度第 1 回三条市文化財保護審議会議会議録について

議 事：議第 1 号 三条市指定文化財の指定について

その他：改正教育三法の概要について

教育制度等検討委員会専門部会の開催について

○平成 19 年第 10 回定例会 9 月 21 日

議 事：議第 1 号 三条市立幼稚園管理運営に関する規則の一部改正について

その他：教育制度等検討委員会専門部会の開催について

○平成 19 年第 11 回定例会 10 月 26 日

議 事：議第 1 号 三条市教育委員会の所管に係る三条市個人情報保護条例施行規則の一部改正について

その他：平成 19 年度教育委員の行政視察について

○平成 19 年第 1 回協議会 10 月 26 日

協議事項：幼保小連携教育の今後のあり方について

○平成 19 年第 12 回定例会 11 月 22 日

議 事：議第 1 号 市長と教育委員会との事務の移管等に伴う協議について

その他：教育制度等検討委員会について

○平成 19 年第 2 回協議会 11 月 22 日

協議事項：平成 20 年度「全国学力・学習状況調査」への参加について

○平成 19 年第 13 回定例会 12 月 27 日

報 告：報第 1 号 平成 19 年度第 1 回三条市青少年育成センター運営委員会議会議録について

議 事：議第 1 号 三条市公民館条例等の一部改正について

議第 2 号 三条市立図書館条例等の一部改正について

議第3号 三条市立図書館及び三条市歴史民俗産業資料館の指定管理者の指定について

議第4号 三条市立小・中学校管理運営に関する規則の一部改正について

議第5号 三条市奨学規則等の一部改正について

○平成19年第3回協議会 12月27日

協議事項：今後の全国学力・学習状況調査への参加について

○平成20年第1回定例会 1月24日

報告：報第1号 平成19年度第2回三条市公民館運営審議会会議録について

報第2号 平成19年度第2回三条市図書館協議会会議録について

議事：議第1号 三条市公民館条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について

○平成20年第2回定例会 2月14日

議事：議第1号 三条市立学校設置条例の一部改正について

議第2号 三条市教育制度等検討委員会最終報告について

その他：平成19年度小・中学校卒業式参列者について

平成19年度三条市成人式の開催について

○平成20年第3回臨時会 2月28日

議事：議第1号 市立学校教職員の人事異動について

○平成20年第4回定例会 3月28日

報告：報第1号 教職員の人事異動について

報第2号 平成19年度第3回三条市勤労青少年ホーム運営審議会会議録について

報第3号 平成19年度第2回三条市文化財保護審議会会議録について

議事：議第1号 三条市下田公民館館長の辞職について

議第2号 三条市教育委員会規則等の一部改正について

議第3号 三条市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について

議第4号 三条市立小・中学校管理運営に関する規則等の一部改正について

議第5号 三条市立小・中学校管理運営に関する規則の一部改正について

議第6号 三条市立図書館条例施行規則の一部改正について

議第7号 三条市リージョンセンター条例施行規則の一部改正について

議第8号 三条市歴史民俗産業資料館条例施行規則の一部改正について

議第9号 三条市青少年育成センター条例施行等の廃止について

○平成20年第1回協議会 3月28日

協議事項：平成20年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査への参加について

2 教育委員の学校訪問

各学校の学校運営、児童生徒の活動の様子等を把握して、今後の教育行政に資するため、学校訪問を実施した。

○日程及び訪問校

平成 19 年 7 月 9 日 一ノ木戸小学校 三条小学校 西鱒田小学校 本成寺中学校
10 日 月岡小学校 長沢小学校 飯田小学校 森町小学校
18 日 第一中学校 条南小学校 大面小学校 栄中学校
19 日 第三中学校 上林小学校 大島小学校 大島中学校

3 教育委員の行政視察

(1) 平成 19 年 10 月 31 日・11 月 1 日

三条市における小中一貫教育の検討に資するため、小中一貫教育を導入している学校を視察した。

- ・京都市立京都御池中学校・複合施設（京都御池創生館）
- ・広島県府中市立統合小中学校

(2) 平成 20 年 1 月 24 日

三条市における小中一貫教育の検討に資するため、中高一貫教育について視察した。

- ・新潟県立燕中等教育学校

4 教育関係会議への教育委員の出席

- ・全県教育長会議（平成 19 年 4 月 16 日 新潟市）
- ・新潟県都市教育長協議会春季定期総会（5 月 15 日・16 日 小千谷市）
- ・全国都市教育長協議会（5 月 24 日・25 日 山梨県笛吹市）
- ・新潟県市町村教育委員会連合会理事会及び定期総会（5 月 29 日 上越市）
- ・新潟県都市教育長協議会秋季定期総会（10 月 18 日 加茂市）
- ・市町村教育委員会研究協議会（11 月 6 日 東京都北区）

5 その他の出席

- ・小中学校卒業式、小中学校周年事業記念式典、教育制度等検討委員会最終報告地域説明会、成人式、市展、スポーツ大会等

三条市教育事務点検評価委員会

1 三条市教育事務点検評価委員会要綱

平成 20 年 9 月 1 日
教育委員会告示第 6 号

(設置)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 27 条の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）を、三条市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行うに当たり、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、三条市教育事務点検評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 教育委員会が行う点検及び評価について意見を述べ、又は助言を行うこと。
- (2) その他点検及び評価に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 3 人以内をもって組織する。

2 委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長等)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

2 三条市教育事務点検評価委員会委員名簿

	氏 名	役 職 等
委員長	(くもお しゅう) 雲尾 周	新潟大学大学院現代社会 文化研究科准教授
委員長職務代理者	(むらた ようこ) 村田 洋子	前三条市立西鱒田小学校長
委 員	(わかすぎ としゆき) 若杉 利行	三条市PTA連合会副会長

・任期：平成20年10月1日から平成22年9月30日まで

3 三条市教育事務点検評価委員会開催状況

○第1回三条市教育事務点検評価委員会（出席：全員）

- ・日時 平成20年10月10日（金）
- ・場所 三条市役所栄庁舎201会議室
- ・次第
 - 1 開 会
 - 2 開会あいさつ
 - 3 自己紹介
 - 4 委員長の互選
 - 5 職務代理委員の指名
 - 6 三条市教育事務点検評価実施方針について
 - 7 教育に関する事務の点検及び評価について
 - 8 今後の進め方について
 - 9 閉 会

○第2回三条市教育事務点検評価委員会（出席：全員）

- ・日時 平成20年11月14日（金）
- ・場所 三条市役所栄庁舎201会議室
- ・次第
 - 1 開 会
 - 2 教育に関する事務の点検及び評価について
 - 3 閉 会